

仙台青葉学院短期大学と仙台市科学館の連携協定

(目的)

第 1 条 仙台青葉学院短期大学（以下「青葉短大」という。）と仙台市科学館（以下「科学館」という。）とは、相互に連携協力し、もって科学技術に関する学習及び知識の普及啓発の推進に寄与することを目的として、この協定を締結する。

(事業)

第 2 条 青葉短大と科学館は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 科学館の展示、事業等に関する青葉短大の協力
- (2) 学生の科学館ボランティア等への参加に関する青葉短大の協力
- (3) 青葉短大の科学教育に関する科学館の協力
- (4) その他青葉短大及び科学館が必要と認める事業

(実施細目)

第 3 条 この協定の実施細目については、青葉短大と科学館が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、青葉短大及び科学館が協議の上、更新することを妨げないものとする。

この協定書は 2 通作成し、双方で各 1 通を保有する。

平成 28 年 8 月 10 日

仙台青葉学院短期大学 学長 鈴木 一樹

仙台市教育委員会 教育長 大越 裕光

仙台青葉学院短期大学と仙台市科学館の 連携協定に基づく平成 28 年度実施細目

平成 28 年 8 月 10 日

1 平成 28 年度の実施事業

連携協定に基づく平成 28 年度の事業は、こども学科、栄養学科等に関する事業を実施することとし、具体的な活動予定項目は次のとおりとする。

2 活動予定項目

- (1) 科学館の展示、事業等に関する青葉短大の協力
 - ・市民対象の「大人の科学教室」又は「楽しい化学実験室」における講習・実験の実施
 - ・こども学科による幼児等の科学館利用への支援
 - ・栄養系展示に対する学生等による改善提案及び説明案内作成の協力
 - ・特別展等イベントの広報活動に対する協力
- (2) 青葉短大の協力事業等に関する科学館の広報
 - ・青葉短大の協力事業等についての科学館による館内、ホームページ等における学校名の掲出
- (3) 学生の科学館ボランティア等への参加に関する青葉短大の協力
 - ・サイエンス・インタープリター募集についての協力
 - ・特別展等のイベントにおけるアルバイト等募集についての協力
- (4) 青葉短大の科学教育に関する科学館の協力
 - ・科学館展示を活用した栄養学科の科学教育に対する科学館施設使用の便宜供与及びスタッフの協力
 - ・栄養学科等の学生に対する科学館事業についての講習の実施
 - ・学園祭におけるミニラボボックスの貸出し

3 経費等

- (1) 事業に要する経費の負担については、事業毎に協議を行うものとする。
- (2) 活動予定項目の内容を変更し、又は上記以外の活動を実施しようとする場合は、予め協議を行うものとする。